

各市町村教育委員会教育長
県立教育研究所長
各 県 立 学 校 長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

インターネットの教育利用に関するガイドラインについて（通知）

高度情報化の進展に伴い、児童生徒に自ら学び自ら考える力などの「生きる力」をはぐくむため、各学校ではコンピュータやインターネットなどの情報手段を積極的に活用し、溢れる情報の中から適切な情報を収集・判断・表現・処理・創造・発信・伝達する場面が増えてきています。そのため、児童生徒に課題や目的に応じて情報手段を適切に活用させ、情報を積極的に受信・発信する際の基本的ルールを身に付けさせるなど、情報活用能力を培うとともに、情報化の及ぼす影響についての理解を深めさせることが、一層重要なものになってきています。

情報活用能力の育成には、インターネットをはじめとする情報通信ネットワークの活用は極めて重要ですが、その教育利用に関しては、個人情報保護、違法・有害情報への対応、機密性の保持、人権侵害、ネット犯罪等、様々な問題が含まれています。インターネット等の情報通信ネットワークを使う側のモラルにかかわる問題も多く、ときには児童生徒が加害者や被害者になることも考えられます。

そこで、県教育委員会では、こうしたことを踏まえ「インターネットの教育利用に関するガイドライン」を作成しました。

各学校においては、当ガイドラインに基づいて、実情に応じた校内規約を作成し、インターネットを適切かつ有効に活用するとともに、Webページ（ホームページ）の開設についても十分配慮されるようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれては、所管されている学校への指導の参考にしてください。

インターネットの教育利用に関するガイドライン

奈良県教育委員会

(目的)

第1 このガイドラインは、各学校が児童生徒の人権を尊重し、安全かつ効果的な学習活動ができるようにすることと地域に開かれた学校づくりを推進することを目的に、インターネットを利用した教育活動を実施する際に遵守すべき規準を示すものである。

(管理運用体制)

第2 校長は、前項の目的を達成するために、校内にネットワーク管理運営協議会（以下、運営協議会という。）を設置する。

第3 インターネット接続機器、システム一式、Webページ等の発信及び受信内容の管理運用責任者は、校長とする。

第4 校長は、学校でのインターネットの利用に関する校内規約を作成する。

第5 ネットワークに接続するコンピュータで個人情報が外部に漏れることのないよう配慮する。また、不正アクセスやウィルス防止の対策をする。

第6 学校は次の行為を行ってはならない。

- (1) 児童生徒の氏名、住所、生年月日、電話番号、家族構成、成績等の個人情報が保存されているコンピュータをインターネットに接続すること。
- (2) インターネットに接続されているコンピュータで成績処理等の個人情報を扱う処理を行うこと。

(個人情報)

第7 個人情報とは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるか又は識別され得るものをいう。

第8 情報の発信には、次の点に留意し、各学校は児童生徒の個人情報を保護しなければならない。

- (1) インターネットには、原則として個人情報を発信してはならない。
ただし、教育利用として、必要があると認められるときは、児童生徒の個人情報の一部を発信することができる。
- (2) インターネットに個人情報を発信する必要がある場合には、児童生徒及び保護者の承諾を得なければならない。その際、発信することの危険性についても周知徹底を図らなければならない。
- (3) 発信内容の訂正や取消しの要請、発信内容に関する苦情や指摘等を受けた場合は、速やかに運営協議会で協議し、適切な処置をとらなければならない。

第9 第8の規定に基づき、インターネットに個人情報を発信する場合には、次に掲げる内容を基本とする。

- (1) 個人情報の発信は、教員の指導のもとに行う。
- (2) Webページに掲載できる個人情報は、複数の児童生徒が写っている写真及び氏名のうちの姓とする。
ただし、写真については個人を特定することができないものに限る。

- (3) W e b ページには、住所、電話番号、生年月日及び趣味・特技等の情報は掲載しない。
- (4) 電子メール等相手が特定されており、かつ、学校間交流等で行う確実な相手に対しては、必要に応じ、年齢、趣味・特技及び個人写真等を発信することができる。
ただし、住所、電話番号及び生年月日は発信しないものとする。

(情報発信)

第10 発信内容(他のW e b ページとのリンクを含む。)は、校長の承認を得たものでなければならない。

- 2 教職員及び児童生徒は、個人または私的組織として開設しているW e b ページ上では、公的な名称を使用したり、または公的なW e b ページと誤解されるようなW e b ページを作成・開設したりしてはならない。

(配慮事項)

第11 学校は、児童生徒のインターネットの利用に際して、次の点に配慮しなければならない。

- (1) 発信する情報(文章、絵画、写真、音楽等)は、その著作権に十分配慮すること。
- (2) 児童生徒が情報を発信する場合には、他人の誹謗・中傷等教育上不適切な内容を含む発信とならないようにすること。
- (3) 情報の著作権は情報化社会の基本的なルールとして、正しく理解できるように努めること。
- (4) 個人情報に掲載することの危険性やネットワーク利用におけるモラルや基本的なマナーについて十分指導し、情報発信者としての自覚と責任について、児童生徒が正しく理解できるように努めること。
- (5) 児童生徒が違法行為にかかわることがないようにすること。
- (6) コンピュータをインターネットに接続する場合には、児童生徒の健全な育成を妨げるおそれのある情報に、児童生徒が触れることのないよう万全の配慮を行うこと。
- (7) 児童生徒個人のメールアドレスについては、教育活動に必要な場合のみ、教職員の指導の下に発行すること。
- (8) 児童生徒が電子メール等により、他人から誹謗・中傷を受けるなど、児童生徒にとって不快な内容を含む情報を受信した場合には、すみやかに教職員に報告・相談するよう指導すること。